

☆ 農業指導情報 ☆

第 3 号

令和元年10月4日



発行：能代市農業総合指導センター

環境産業部農業振興課（市役所本庁舎 2F）

能代市上町1-3

TEL 89-2182 FAX 89-1774

二ツ井地域局環境産業課（二ツ井町庁舎 1F）

能代市二ツ井町字上台1-1

TEL 73-4500 FAX 73-5224

☆農業関連情報

メルマガ「のうメル」
に登録を！



「秋の農作業安全確認運動」実施中！

◆秋の農繁期作業事故「ゼロ」を目指しましょう◆



【重点推進事項】

- 1 コンバインによる収穫作業は計画的に行い、長時間や夜間の作業を避けてください。
- 2 トラクターに安全キャブ・安全フレームを装備し、シートベルトの着用を徹底してください。
- 3 道路走行時は反射材を活用し、安全を確保してください。
- 4 作業前後は機械や安全装備の点検を励行してください。
- 5 点検・調整時は必ずエンジンを停止してください。
- 6 軽トラック運転時のシートベルト着用、一時停止の遵守を徹底してください。

農振除外の申し出を受け付けます

農地を農地以外の用途で利用したい場合、以下の手続きが必要です。

①農用区域内にある農地の場合（農振除外の申し出）

【手続き・問合せ先】 農業振興課 農政係 TEL 89-2182
二ツ井地域局 環境産業課 TEL 73-4500

②農地転用許可申請

【手続き・問合せ先】 農業委員会事務局 TEL 89-2935

①の農振除外の申し出を

令和元年11月1日(金)から11月29日(金)

まで受付します。 ※ 閉庁日（土日祝日）は除く

農用区域内の農地を農地以外の用途に利用したい方は、事前にご相談ください。

※関係機関との協議の結果、ご希望に沿えない場合がございます。

あらかじめご了承ください。

6次産業化セミナーの開催について（参加無料）

北海道千歳市で「イチゴ狩り園」と「アイスクリームの製造・販売」に成功した「有限会社ファーム花茶」の取締役で、女性による6次産業化のパイオニアである小栗美恵氏を講師に招き、農業の6次産業化の始め方や成功の秘訣についてセミナーを開催します。

講演会 ・日時 令和元年11月25日（月） 午後4時～ ・場所 能代市役所大会議室（1階）	個別相談会 ・日時 令和元年11月26日（火） ・場所 能代市役所会議室6（3階）
・対象 どなたでもご参加できます。特に市内農家、直売所関係者 ・参加費 講演会、個別相談会ともに無料 ・申し込み 講演会は不要。 <u>個別相談会については事前申し込みが必要になります</u> ので、下記までご連絡ください。（募集件数 先着3件） ・申込期限 令和元年10月31日（木） ・主催 能代市農業振興課	



講師
ファーム花茶 取締役
小栗 美恵 氏

6次産業化推進事業について

能代市内で生産された農林水産物を利用して6次産業化への取り組みに支援を行っています。6次産業化にご興味のある方は、お気軽にご相談ください。

補助対象事業	補助対象者	補助対象経費	補助率及び補助金の上限額
6次産業化推進事業	自らが生産した農林水産物を活用した6次産業化に取り組む農業経営体	<ul style="list-style-type: none"> ・建物の改修（増改築費用） ・製造及び流通に必要な設備の購入費用（設置費用含む） ・商品開発に係る専門家招へい費用 ・試作品の開発に係る原材料費等 ・商談会等への参加費用、新商品等のPR費用など 	対象経費の2分の1 1件当たり500万円
6次産業化人材育成支援事業	6次産業化に取り組む農業経営体の構成員で、対象事業に直接関わる方 （個人の場合） ・本人、家族又は正規雇用者 （法人の場合） ・代表者、役員又は正規雇用者	補助対象事業に必要と認められる技術習得及び資格取得にかかる経費のうち、研修費用、受験費用及び旅費	対象経費の2分の1 1年度につき50万円
農林水産加工食品起業支援事業	市内に主たる事務所もしくは本店を置く企業	<ul style="list-style-type: none"> ・建物の改修（増改築費用） ・製造及び流通に必要な設備の購入費用（設置費用含む） ・商品開発に係る専門家招へい費用 ・試作品の開発に係る原材料費等 ・商談会等への参加費用、新商品等のPR費用など 	対象経費の2分の1 1件当たり500万円

【6次産業化に関する問合せ先】

農業振興課 農政係 TEL 89-2182
 ニツ井地域局 環境産業課 TEL 73-4500

令和2年度新規就農者向け事業の要望量調査について

次世代を担う農業者となることを志向する方及び中年層の就農希望者に対し、就農直後の経営確立を支援する資金を交付します。
交付対象要件に該当する方は下記期限までにお申し込みください。

①農業次世代人材投資資金（経営開始型）

主な交付対象要件

- (1) 独立・自営就農時の年齢が50歳未満の認定新規就農者
 - (2) 人・農地プランに位置付けられている方
 - (3) 青年新規就農者ネットワーク（一農ネット）に加入していること
- ※その他、細かい要件がございますので、希望する方は申し込みの際にご確認ください

交付額 最大150万円／年

※ただし、交付額は前年の所得額により変動する場合があります

②ミドル就農者経営確立支援事業

主な交付対象要件

- (1) 独立・自営就農時の年齢が原則45歳以上60歳未満であること
- (2) 認定新規就農者又は認定農業者であること
- (3) 人・農地プランに位置付けられている方

交付額 最大120万円／年

※ただし、交付額は前年の所得額により変動する場合があります

申込期限:10月18日(金)

～ 留意点 ～

- 今回の要望量調査は令和2年度における各種事業の要望量を調査するものであり、この事業の実施を約束するものではありません。
- ①②のいずれの事業も予算の範囲内での実施となります。

【問合せ先】

農業振興課	農業水産係	TEL 89-2183
二ツ井地域局	環境産業課	TEL 73-4500

経営所得安定対策における自然災害等発生時の対応について

自然災害等によって交付対象作物の収穫、出荷・販売を行うことができない状況となった場合、速やかに下記又はJA等にご連絡ください。

被害状況の確認前に自己判断で『すき込み』等を行った場合、交付対象から除外されますのでご注意ください。

【問合せ先】

農業振興課	農業水産係	TEL 89-2183
二ツ井地域局	環境産業課	TEL 73-4500

クマの出没警報が発令中です！！

秋の収穫期を迎え、農地周辺や住宅地等への出没が懸念されます。特に朝夕の時間帯に山林に近接する農地等に立ち入る際には、音の鳴るもの（ラジオ、ホイッスル、車のクラクション等）で自身の存在を知らせるなどの予防対策を積極的に行ってください。

◆クマ被害の防止方法

- ・ 2人以上で行動し、単独行動は慎みましょう。
- ・ 周りに音を出しながら行動しましょう。
- ・ 子グマには決して近寄らないでください。
- ・ もし出会ったら、ゆっくり後ろにさがり、静かにその場から立ち去りましょう。
- ・ 生ゴミや野菜・果実の廃棄残さ等を放置しないでください。



★関係法令に基づいて、狩猟期間以外に県の許可を受けずに野生鳥獣の捕獲のために「わな」を設置する行為は法律で禁止されています。このような行為は、人身事故の危険性もありますので、違法な「わな」の設置は行わないでください。なお、農作物等の被害で対応が必要な場合は、下記までご相談ください。

【問合せ・クマの目撃情報の連絡先】

農業振興課	農業水産係	TEL 89-2183
二ツ井地域局	環境産業課	TEL 73-4500

令和元年度地元で働こう新規就農支援事業について

新卒者又はおおむね50歳以下の移住者等が農業に就きやすくなるよう、様々な支援を行っています。

- **雇用奨励金**（1人につき15万円／年又は30万円／年を最長3年間）
新卒者や移住者等を新規に正規雇用した農業法人
- **研修生受入助成金**（1人につき10万円／年を最長2年間）
市内で新規就農者となることを前提とした研修生を受け入れた農業法人
- **住宅家賃助成金**（月額最大3万円を最長3年間）
移住してから1年以内の新規就農者、農業法人に受け入れられた正規雇用者又は研修生が自ら居住する住宅家賃
※親族が所有する住宅を賃借する場合は対象外
- **住宅改造費助成金**（対象経費の3分の2以内で上限500万円）
移住してから3年以内に行われる、新規就農者が自ら居住している自己所有住宅の改造
※親族から取得した住宅や他事業で助成対象となった場合は対象外
- **農業研修受講費助成金**（対象経費の2分の1以内で上限30万円）
新規就農後5年以内に受講する農業研修に係る交通費（公共交通機関に限る）・宿泊費・研修受講料

※その他、細かい要件等がございますので、事前にご相談ください。

【問合せ先】

農業振興課	農政係	TEL 89-2182
-------	-----	-------------